

介護保険施設や短期入所利用時の居住費・食費の負担軽減

施設サービスなどを利用する場合の居住費（滞在費）や食費は、所得状況に応じた自己負担の上限が設けられ、申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。その認定証を利用する施設に提示することで、居住費・食費の自己負担額が軽減されます。

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5675

★現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのかたは、7月31日(土)で期限が切れます。8月以降も必要なかたは、再度申請が必要です。申請受付は6月21日(月)から。法改正により、現在対象のかたでも、対象外となることがあります。

*右表の第1段階から第3段階に該当する場合でも、世帯を別にしていない配偶者が市県民税の課税者である場合や、預貯金などの金額が要件を超える場合には対象となりません。

対象施設など…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、介護医療院

*短期入所は介護予防サービスも対象です。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

申請方法…申請書と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)と一緒に介護保険課(市役所2階)、河辺・雄和の各市民サービスセンターの窓口にご提出ください

*今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、郵送での申請も受け付けます。

■対象と負担限度額

(1=ユニット型個室 2=ユニット型個室の多床室または従来型個室 3=多床室)

負担段階	所得の状況	預貯金などの資産状況	居住費・食費の上限額…日額
第1段階	生活保護を受給しているかたなど	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	1=820円 2=490円(320円) 3=0円 食費=300円(300円)
	老齢福祉年金を受給しているかた		
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下のかた	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	1=820円 2=490円(420円) 3=370円 食費=390円(600円)
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下のかた	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1=1,310円 2=1,310円(820円) 3=370円 食費=650円(1,000円)
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円を超すかた	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1=1,310円 2=1,310円(820円) 3=370円 食費=1,360円(1,300円)

②の()内の金額=介護老人福祉施設に入所した場合
または短期入所生活介護を利用した場合
食費の()内の金額=短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合



(高齢者にやさしい都市)

エイジフレンドリーシティ パネル展開催中!

市民意識調査の結果、市の取り組みなどを紹介しています。図書館では、関連図書の展示も。ぜひお立ち寄りください!

★きららとしょかん明徳館=6月27日(日)まで(休館日を除く)

★遊学舎県民ギャラリー=6月29日(火)▶7月11日(日)

問い合わせ▶長寿福祉課☎(888)5666

シニア向けポータルサイト



プラっと! 秋田

検索



シニア世代の情報源

↑こちらからも

秋田を楽しむ

大人の情報サイト「プラっと!」

一度アクセスしてみてください!